

# STOP!! 長時間労働

～あなたの働き方は大丈夫?～

相談無料  
秘密厳守  
携帯・スマホOK

連合なんでも  
労働相談ダイヤル  
0120-154-052  
いこうよ れんごうに

今の働き方、仕方がないと思ってる!!



日本労働組合総連合会（連合）



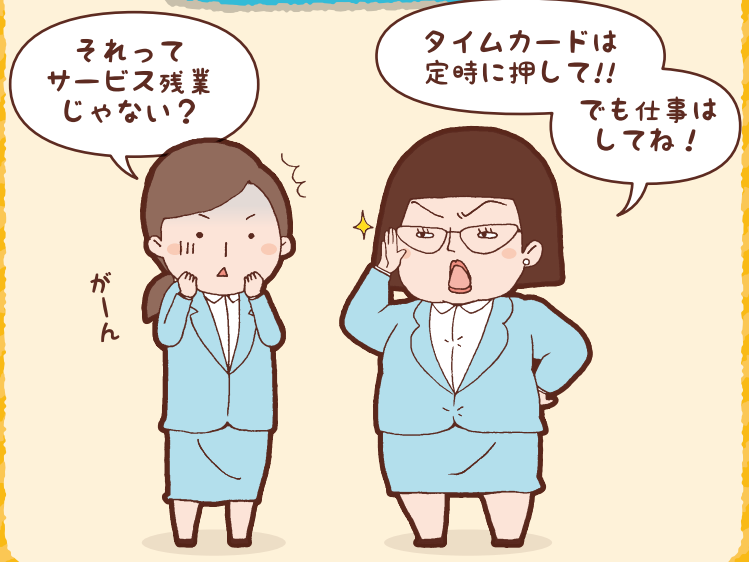
## 日常化する長時間労働



## 『36協定』は…??



## “残業代が支払われない” サービス残業が横行



## 有給休暇を取らせてもらえない



## 休日出勤も当たり前

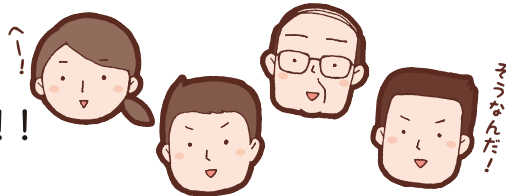




みんなが安心して働くために、

さまざまな **きまり** があります!!

(法律)



そらなんだ!

クラシノ  
ソコアゲ  
応援団!

RENGOキャンペーン  
一人ひとりが主役です。

## 労働時間の きまり

**原則** 労働基準法では  
「1日8時間1週40時間」と定められています。

ちなみに… 会社が労働者に残業させるためには、  
「時間外・休日労働協定(36協定)」が必要です。

### 休日の きまり

1週間に1日または4週間を通じて4日の  
休日が必要です!

休日に働いた場合は、休日**割増賃金**が支払  
われます。

## 36協定ってなに?

上記の時間を超えて勤務を命じる場合は、会社は、労働者の  
過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は、労働  
者の過半数を代表する者と書面による協定(時間外・休日労働  
協定)を結び、労働基準監督署に届け出る義務があります(労  
働基準法第36条)。これを通称「**36(さぶろく)協定**」といいます。

### 有給休暇の きまり

採用から6ヶ月以上継続して働き、全労  
働日の8割以上出勤していれば、パート  
でもアルバイトでも有給休暇は付与され  
ます。また、有給休暇を取得する際、理  
由を会社に言う必要はありません。

そして…残業をしたときは、 **残業代** が支払われます!

## 残業代の きまり

**割増賃金(残業代)**の割増率は法律で決まっています。

- ①時間外労働(1日8時間または1週40時間を超える場合).....25%以上
- ②深夜労働(午後10時~翌日午前5時).....25%以上
- ③法定休日の労働.....35%以上
- ④深夜の時間外労働(1日8時間または1週40時間を超えた部分).....50%以上  
(①+②)
- ⑤法定休日の深夜労働.....60%以上  
(②+③)

賃金に残業代が含まれていても(固定残業代)、  
その金額が実際の残業時間分より少ない場合、  
追加で残業代を支払わなければ**法律違反**です。

**例** 時給1,000円で働いている人が  
1日8時間を超えて働いたときの  
時給は

$$\text{時給 } 1,000\text{円} \times 1.25 = 1,250\text{円}$$

**ワーク・ライフ・バランス**は大事だよ!

働き方に疑問を感じたら、ひとりで悩んだり、我慢しないで、

知ってた?

守られてる?

# STOP! 長時間労働

~あなたの働き方は大丈夫?~

2016年

**12月6日(火)~7日(水)**

10:00~19:00(上記期間以外も常設しています)

連合なんでも労働相談ダイヤル

いこうよ

れんごうに

相談  
無料

秘密  
厳守

携帯・  
スマホ  
OK



# 0120-154-052